

中間市告示第59号

振動規制法施行規則（昭和51年総理府令第58号）別表第2備考1及び2に規定する区域及び時間の区分を次のように定める。

区域及び時間の区分

振動規制法（昭和51年法律第64号）第3条第1項の規定に基づき、中間市長が指定する地域に係る同法第4条第1項の規制基準において、中間市長が定める区域及び時間の区分による。

平成24年4月1日

中間市長 松下 俊男